

給料の特別調整額の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

給料の特別調整額の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）附則第22項の規定に基づき、給料の特別調整額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政職給料表8級以上の職員に相当する職員)

第2条 条例附則第22項第1号の知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が9級である職員
- (2) 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が4級である職員のうち条例第38条第5項の規定により職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合（以下「加算割合」という。）が100分の20である職員
- (3) 研究職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が5級である職員のうち加算割合が100分の20である職員
- (4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 その職務の級が4級である職員のうち加算割合が100分の20である職員
- (5) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が7級である職員のうち加算割合が100分の20である職員

(行政職給料表6級又は7級である職員から除く職員等)

第3条 条例附則第22項第2号の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるものから除く職員として知事が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 条例第5条第3項に規定する職務の級の分類において6級にのみ分類される職務にある職員
- (2) 県立学校の事務長で給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の規定による給料の特別調整額の区分が6種の職を占めるもの

2 条例附則第22項第2号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が7級又は8級である職員
- (2) 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が4級である職員のうち前条第2号に定める職員以外の職員
- (3) 研究職給料表の適用を受ける職員 その職務の級が4级以上である職員のうち前条第3号に定める職員以外の職員
- (4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 その職務の級が4級である職員のうち前条第4号に定める職員以外の職員
- (5) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 その職務の級が6级以上である職員のうち前条第5号に定める職員以外の職員
- (6) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員 その職務の級が6級である職員のうち加算割合が100分の15である職員

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 給与の特例に関する規則（平成20年岩手県規則第22号）は、廃止する。